

美しい屋外広告景観の形成をめざして

● 秋田市屋外広告物条例

私たちが生活する街を、安全で魅力的な美しい街に形成していくうえで、屋外広告物が果たす役割と及ぼす影響は多大です。そこで、「良好な景観形成と風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を目的に、屋外広告物に係るルールを定めています。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して公衆に表示されるもので、はり紙、はり札、立看板、幕・旗、アドバルーンをはじめ、建物の屋上や壁面などに表示される広告塔、広告板、電柱を利用する広告物などをいいます。



禁止広告物 (表示できない広告物)

屋外広告物は、美観風致を害し、公衆に危害を及ぼすおそれのないものでなければなりません。このため、次のような広告物は表示してはいけません。

著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの

著しく破損し、又は老朽したもの

倒壊又は落下のおそれがあるもの

信号機又は道路標識等に類似し、又はこれの効用を妨げるようなもの

道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件 (広告物を表示できない物件)

原則として、次の物件には広告物を表示してはいけません。

街路樹、信号機、電柱、街路灯、道路の路面、ガードレール、電話ボックス 他

